

十三日ハ組合ハ會員ハ大會ヲ開キ善後策ヲ議スルコト  
一、株主別願書提出ニ對シテ會社側ハ會員ニ機嫌ト下當トシ別願書  
申合シ申單

日ハ別願書

本十三日開會ニ至リテ善後策ヲ議スルコトハ會員一同

一、今回、別願書ノ回答ハ三日以内ニシテスルコトヲ

支離スルコト

一、株主別願書ノ發給ハ其ノ權ニ對シテ會社側ハ拒否スル

一、株主別願書十二別願書ハ十一別願書、五別願書

一、株主別願書ハ一別願書ニツキ二別願書ニツキ

一、別願書申出ハ一日ニツキ二別願書申出スルコト

一、別願書ハ別願書ニ對シテ

一、別願書ハ別願書ニ對シテ一日ハ支離スルコト

財團法人協調會大阪支所

一、三日以内ニ回答ナキ場合ハ會員ハ即時大會開催ヲ會長ニ一  
任スルコト

誤

一、右嘆願書ニツキ豫メ町民ノ諒解ヲ避クル爲メ其理由ヲ明ニ  
シタ宣傳ビラヲ配布スルコト

右大會ノ決議ニ基キテ交渉委員五名ハ廿四日午前十時工場事務所  
ニ二國工場長ヲ訪問シ川瀬俊男（庶務課長）立會ノ上工場長ニ嘆  
願書ヲ提出シテ右嘆願書ニハ工友會一同ト代表者交渉委員五名  
ノ氏名ヲ列記シタルノミニテ委任狀モナク交渉委員タルノ資格ヲ  
認め難ク又該嘆願書ヲ受理スルノ理由モナシト工場長ハ此會見ヲ  
拒絶シタノテ交渉委員ニ於テハ「我々々ハ昨夜大會ニ於テ交渉委  
員タル事ヲ決議サレタノデアルカラ會社側カラ資格問題ニ就テ拒  
絶サレル理由ハナイ」ト主張シテ嘆願書ヲ机ノ上ニ置イタマ、辭  
去シタ。

一方工友會テハ何レ會社側トノ衝突ハ免レザルモノト豫期シテ廿